

揭示文書一覧(市長分)

令和7年6月17日

種別	番号	題名	主管課
公告	304	道路の位置の指定について	建築指導課
公告	305	道路の位置の指定について	建築指導課
公告	306	認可地縁団体の所有不動産の登記移転等について	市民活動推進課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市公告第 304号

令和 7年 6月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指定道路の位置	幅員	延長
法第42条第1項第5号	6-18	令和7年 (2025) 6月13日	姫路市継字前田109番5	m 6.00	m 25.19

姫路市公告第 305号
令和 7年 6月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指 定 道 路 の 位 置	幅員	延長
法第42条第1項第5号	6-23	令和7年 (2025) 6月13日	姫路市勝原区山戸字キリ173番4	m	m
				① 5.01	① 28.68
				② 4.51	② 5.02

姫路市公告第 306号
令和 7年 6月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等について

認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき公告を求める旨の申請があったので、このことについて異議のある者は、姫路市長に対し、下記の要領で異議を述べてください。

なお、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。）第22条の3第1項に定める事項は、下記のとおりである。

記

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- | | |
|--------|-----------------|
| 名 称 | 香寺町青葉台自治会 |
| 区 域 | 別図中赤線で囲まれた区域 |
| 主たる事務所 | 姫路市香寺町須加院130番地4 |

2 申請不動産に関する事項

・ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	96.62 m ²	姫路市香寺町須加院字徳ソ338番178
宅地	51.64 m ²	姫路市香寺町須加院字徳ソ338番485

- ・ 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
- | | |
|-----|--------------------|
| 氏 名 | 島田 元次 |
| 住 所 | 神崎郡香寺町須加院338番地の196 |

3 異議を述べることができる者の範囲

2の申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 異議を述べることができる期間

令和7年6月17日から同年9月17日まで

- (2) 異議を述べる方法

異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市民活動推進課へ持参するものとする。

ア 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

- (ア) 申請不動産の登記事項証明書
- (イ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

イ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

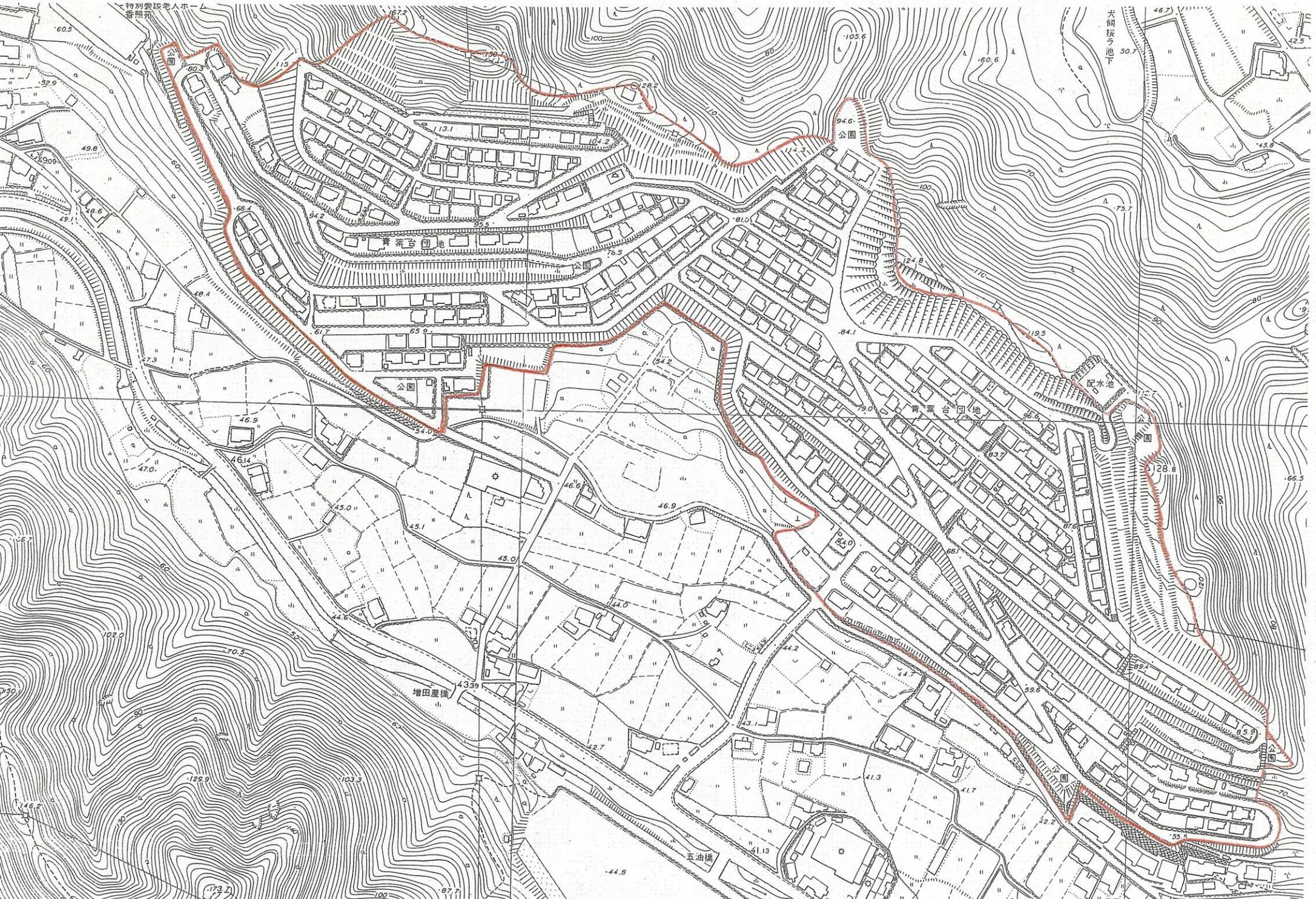
- (ア) 申請不動産の登記事項証明書
- (イ) 戸籍謄抄本（表題部所有者又は所有権の登記名義人との相続関係を証するもの）
- (ウ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

ウ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

- (ア) 申請不動産の所有権を有することを疎明するに足りる資料
- (イ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

特別養護老人ホーム
香照苑

大綱桜ノ地下



増田屋敷

五油橋

配水池